

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合

理事長 三木 秀一

高額療養費の自己負担額限度額見直しによる取り扱いについて

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 8 月より高額療養費に係る 70 歳以上の現役並み所得区分が、下記のとおり 3 区分に細分化されます。このことに伴い 3 区分のうち、**赤枠**の所得区分に該当する方が、医療機関での受診の際に窓口で自己負担限度額までのお支払いとするためには、健康保険証、高齢受給者証とともに限度額適用認定証の提示が必要となりますのでお知らせいたします。ご参考までに「限度額適用認定申請書」を同封しておりますので、ご活用ください。

なお、**赤枠**の所得区分に該当する方に対しては、申請手続等について別途ご案内しておりますことを申し添えます。

記

平成 30 年 7 月までの上限額(70 歳以上)

所得区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額	
	外来	外来+入院
現役並み (28 万円以上)	57,600 円	80,100 円+ (医療費- 267,000 円) × 1% [多数回 44,400 円※3]
一般 (26 万円以下)	14,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 [多数回 44,400 円※3]
低所得 II ※1	8,000 円	24,600 円
低所得 I ※2		15,000 円

平成 30 年 8 月からの上限額(70 歳以上)

所得区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額	
	外来	外来+入院
現役並み III (83 万円以上)	252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1% [多数回 140,100 円※3]	
現役並み II (53~79 万円)	167,400 円+ (医療費-558,000 円) × 1% [多数回 93,000 円※3]	
現役並み I (28~50 万円)	80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1% [多数回 44,400 円※3]	
一般 (26 万円以下)	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 [多数回 44,400 円※3]
低所得 II ※1	8,000 円	24,600 円
低所得 I ※2		15,000 円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合

※2 被保険者及び扶養家族の方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合

※3 過去 12 ヶ月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。